

【公布された条例等のあらまし】

● **職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第十七号）

- 一 旅命令の変更を受けた場合等及び旅費額を喪失した場合における旅費について、所要の規定を設けることとした。
 - 二 旅命令簿の記載事項又は記録事項を定めることとした。
 - 三 旅費の請求手続に係る請求書及び必要な資料の種類及び記載事項を定めることとした。
 - 四 転居費の算定方法等について定めることとした。
 - 五 退職者等及び遺族等の旅費の細則について定めることとした。
 - 六 その他所要の整備を行うこととした。
 - 七 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。
 - 八 一から六までについて、所要の経過措置を講ずることとした。
- **会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則**（規則第十八号）
- 一 フルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当について、支給月額を四万円に引き上げるとともに、支給期間の限度を二十年とすることとした。
 - 二 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。